

令和6年度 第2 みなとデイサービスセンター 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

指定地域密着型サービスに該当する第2 みなとデイサービスセンターは、第2 愛港園に認知症デイ専有区画を設け、より落ち着いた環境で、より専門性の高い個別のケアサービスを提供していきます。日々のレクリエーション・機能回復訓練を取り入れた日常生活リハビリ等を積極的に実施することで、利用者の皆様が落ち着き満足できる楽しいひと時を提供していきます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 70%以上を目指しサービスの向上と運営の健全化を図っていきます。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し透明性を確保していきます。

【利用者サービス】

定員 12 名という小規模な特性を生かし、利用者個々に寄り添ったサービスの提供を心がけ、介護者の負担軽減を図り住み慣れた地域で生活が続けられるよう関係機関とも連携したサービスの構築に努めていきます。

また、2019.1.9 に第三者評価を初めて受審し、抽出された課題等について改善策を講じ、家族様からの意見も反映しサービスの質の向上を図っていきます。

【地域公益活動】

デイサービス事業者連絡会や地域における関係者との連携の中で課題を発見し、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に解決していくために有する機能を最大限に提供していきます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各学校への訪問、広告媒体やホームページの活用等により介護・看護職員を確保していきます。人材育成の目的は介護の質の向上であり、法人の理念・基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、継続的に改善していくことで組織の一員となれるよう個人を育てていきます。又、介護現場にも介護ロボットの活用や ICT などを柔軟に取り入れ業務の効率化を図り、サービスの質の向上とともに職場環境の改善を推進します。

- (2) 中長期運営指針

認知症を抱えても自宅等住み慣れた生活の場で自分らしい生活が継続できるよう、関係機関との連携を強化し穏やかで安心して過ごすことができる体制を構築していきます。

また、認知症ケアについての知識と技術を学び専門的な認知症ケアを継続して提供するとともに、常に安定した運営ができるようにインターネット等による情報公開と情報発信に努め、サービス内容について定期的に見直し充実を図っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

- (1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者が可能な限り居宅において日常生活を送ることができるよう日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、生活機能の維持・向上を目指します。サービス内容についてはアンケート調査を実施するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。

- (2) 健康維持管理サービス

事業所来所時、入浴等身体への負担が大きいプログラムの前に、または利用者の状況に応じ随時実施します。脱水症状防止、血液疾患予防の為、入浴後及び利用中4回の水分補給を行い、利用中には看護職員が体調管理を

行います。また、バイタルや疾患の有無については、ご家族に報告し必要な処置を行う等して心身や疾患の改善に努めていきます。

(3) 食事サービス

食卓の雰囲気や気を配り、利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を適温で提供するとともに治療食や嗜好による代替食など利用者の状況にあった食事を、和やかな雰囲気の中で食べていただけるようにします。

2022 年度より委託給食業者 (LEOC) 時計役を結び、栄養及びカロリーの管理された食事を提供いたします。

(4) リハビリ

障害の軽減と残存機能の向上による生活の質の改善には、リハビリテーションの実施が有効です。介護は生活を支えることにあり、リハビリは日常生活動作を改善してその人なりの生活を楽しむことができるように応援することにあります。リハビリの有効性を認識した上で、個別の機能訓練を実施し、日常生活に活かしていただける事で在宅生活の継続を支えていきます。

(5) 余暇活動等

カラオケ、塗り絵、輪投げ、散歩、将棋、等を通じて心身機能の維持向上、他者との交流をもつことにより、社会的役割意識の獲得と孤立感の解消を図っていくとともに、音楽鑑賞や工作等のプログラムにより精神面の安定を促します。また、個別のケアや各種療法を取り入れる事で身体的・精神的な中核症状から伴う周辺症状(行動・心理症状: B P S D) の予防的タイミングや安定を図る様なプログラムも取り入れていきます。

(6) サービス向上

サービスの資質向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加できるよう努力します。研修項目として「認知症の研修、個人情報保護(プライバシーの保護)の研修、身体拘束排除のための研修、倫理・法令遵守(コンプライアンス)、感染症及び食中毒に関する研修、人権研修等」を実施し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実に職員全員のものになるようにします。

また、サービスの質の向上のために毎年実施している居宅サービス事業者自主点検表、介護サービス情報、第三者評価受診結果を積極的に公表し利用者やその家族等が今後、サービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

(7) 人権重視のサービス提供(身体拘束ゼロ・虐待防止の推進)

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰も

が直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、この問題を充分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。高齢者虐待防止の推進を行う上で、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて、訓練(シミュレーション)の実施、担当者を定めていきます。

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものであるため、利用者の尊厳と権利を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努めます。身体拘束なく、発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて、訓練(シミュレーション)の実施をおこないます。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではその人を中心にしたケアの重要性が指摘されており、介護の専門職が個人の尊厳を損なわず、個人を尊重したケアを実践することを指しており、利用者の尊厳を基本とした基本理念の実践が職員に求められています。基本理念の実践は、継続的・計画的に教育していくことで培われサービスの向上につながっていきます。

適正人員については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第34号)及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生省令第36号)に定める内容を遵守します。

(2) 会議・委員会・研修

毎月の職員会議・サービス検討会議・ケース会議・職員研修等においてサービス内容の検討や改善、情報交換等をおこない、組織として統一された意識を持ちよりよいサービスを提供していきます。

無資格の職員に対しては、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての職員に認知症対応力を向上させていくため、認知症

基礎研修を受講します。

また、運営推進会議を年2回開催し、利用者及びその家族・関係者、地域包括支援センター職員、港区社会福祉協議会職員、地域住民代表2名、区内の小規模多機能型居宅介護所長、法人の役員、スタッフが参加し、利用者の生活支援・認知症対応型通所介護の運営等について建設的な意見交換を行います。毎回広報誌「みなとの風」を発行し、近況報告を行う等内容の充実を図っていきます。

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内の介護保険事業所が同じ敷地内に立っており、居宅介護支援事業所・グループホーム・介護保険施設という、高齢者に対するサービスを一体となってお利用頂くことが可能です。地域の高齢者が安心して過ごす事のできるサービスの拠点として、各施設・事業所が連携を強化し、ささいな事でも相談に乗り、穏やかに安心して過ごす事のできる環境で生活を送って頂けるようなコミュニティ作りに努めます。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やおそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることに徹します。また、サービスを提供するにあたり事故ゼロ報告を活用し、リスク要因の収集に努めるとともに、事故発生時においても分析による迅速な改善策を講じていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法等を明確にし、契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

(3) 業務継続計画（BCP）

自然災害発生によるライフラインのストップ、新型コロナウイルス感染症がまん延した場合などを想定し、業務継続計画を策定し突然の事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるよう訓練（シミュレーション）の実施、計画の評価等を定期的に行います。

(4) 防災災害等緊急時の対応

緊急時に備え職員の体制を整え、緊急対応マニユ

アルを理解・習得することで人命保護を最優先に行動できるよう努めます。災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練等、同敷地内の介護保険施設と合同にて行います。また、事業所独自にも年に2回、火災と地震による津波に備えた避難訓練を実施します。

(5) 感染症への対応

感染症の対策強化として

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて訓練（シミュレーション）の実施をおこなっていきます。

感染症を施設内に職員が持ち込むことのないよう、常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い消毒から業務中のマスク着用、デイルーム及び使用する車輛の消毒など基本的な感染症予防対策を徹底して予防・まん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い、万一に備えつつ職員には感染対策の知識を浸透させるために計画的に研修を行い、いざという時に即応できる体制を整えます。又、感染症の対応力を経験値として活かし、利用者が社会参加できるポストコロナ事業所を目指します。

地域で感染症の流行が起こった際にも地域住民が利用しやすい施設サービスの提供が可能となるよう努めます。

(6) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。施錠や巡回の強化を図り、万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに愛港園、港在宅、ときめきと連携をとり警察への通報など適切な対処が行えるよう平常時より密に連絡を取り合っていきます。また、防火意識の向上や防火教育の一環として防火管理者有資格者を増やし、専門知識に基づいた防火管理体制を強化していきます。

(7) 応援・協体制の強化

自然災害や感染症など突発的に起こる事案に対して、大阪府・府社協との協定に基づき外部組織への応援・協力を積極的に応じていきます。他施設の一時的な職員減や必要物品不足などに協力し難局をともに乗り越えていきます。

令和6年度 第2 みなとデイサービスセンター

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4月	嗜好調査	お花見食事会 昭和の日	管理者教育 新任職員研修 防災設備総合機器点検
5月	残食調査	憲法記念日 端午の節句 母の日 創立記念日	緊急時の対応及び救命 講習・AED使用方法
6月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック	父の日	
7月	嗜好調査	七夕食事会 土用の丑の日	
8月	帰省時の栄養指導 残食調査	納涼会	合同消防訓練
9月	食中毒防止強化月間	防災の日 お月見 敬老祝賀式 秋分の日	防災月間
10月	嗜好調査	ハロウィン	
11月	残食調査	文化の日	非常災害時(火災・地震) の対応について
12月	食中毒防止強化月間	冬至 クリスマス会 年越し	年末年始災害防止 特別警戒
1月	嗜好調査	新年祝賀式 七草 小正月	年末年始災害防止 特別警戒
2月	残食調査	節分 建国記念の日 バレンタインデー	
3月	食中毒防止強化月間	ひな祭り ホワイトデー 春分の日	
定 例	お誕生日食事会(月1回) ティータイム(毎日2回) 手作りおやつ(月1回)		防災会議(年2回) 防災基本訓練(年2回) 防災設備自主点検 (月1回)

令和6年度 第2 みなとデイサービスセンター
内部研修会

	研 修 内 容
4月	認知症介護基礎研修 高齢者虐待防止法について
5月	感染症予防及び対策について（新型コロナウイルス）
6月	食中毒について
7月	非常災害時（火災・地震）の対応について
8月	個人情報保護とプライバシーについて
9月	身体拘束廃止に向けての様々な取り組みについて
10月	生活支援員(介護職員)に求められる倫理観について高齢者虐待
11月	感染症予防及び対策について（インフルエンザ・ノロウイルス）
12月	介護技術向上に向けての取り組み
1月	令和4年度事業計画について
2月	リスクマネジメント（介護事故について）AED使用方法
3月	身体拘束をせずに事故を防ぐには